

め、公正な価額による確認事業者の有する資産及び負債の価額の評定を行うために定める。

二 評定の原則

「一 目的」に鑑み、本評定における評定の原則は、次のとおりとする。

イ 確認事業者の有する資産等から回収可能な価額（直接的な回収額以外の価額を含む。）の算出に当たっては、次のとおり評定するものとする。

- (1) 対象債権（担保権の行使によって弁済を受けることができる対象債権の部分を除く。）に係る債務の減免の一般的基準を定める場合にあつては、原則として時価により評定するものとし、時価として公正な評価額以外のその他の価額による場合には本基準に評定方法を定めるものとする。ただし、今後継続的に使用しない資産については、処分価額により評定することができる。

- (2) (1)以外の場合にあつては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して評

定することができる。

ロ 確認事業者の負う負債等の金額を明らかにするため、別段の定めのない負債について

は、原則として一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して評定するものとする。

ハ 本評定を行うに当たっては、円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手續等に関する法律第三条第一項の確認の日の一年前の日から同法第十四条第一項の規定による早期事業再生計画の提出の日までの期間内において、適切な評定基準日を設定することとする。ただし、担保権の行使によって弁済を受けることができる対象債権の部分を算定するため、当該担保権の目的である資産の評定を行うに当たっては、同法第三条第一項の確認の日を評定基準日とすることとする。また、当初の評定から同法第十四条第一項の規定による早期事業再生計画の提出の日までに事情の変更があった場合に

は、当該変更が評定に与える影響を適切に反映するものとし、当初の評定基準日が属する事業年度の決算期が到来する等相当の期間が経過する場合には適切に時点修正するものとする。

三 用語の定義

イ 時価とは、原則として一定の信頼性をもって測定可能な公正な評価額をいう。ただし、代替的又は特定のその他の価額による場合があるものとする。

公正な評価額とは観察可能な市場価格をいい、市場価格が観察できない場合には合理的に算定された価額をいう。いずれの場合にも、公正な評価額とは、独立した当事者間による競売又は清算による処分以外の取引において、資産の購入又は売却を行う場合のその価額をいう。

ロ 処分価額とは、継続を前提とする企業が資産譲渡を行う場合の売却見積額又は回収見積

額から売却又は回収等の処分により負担する可能性のある取引費用を控除した価額をいう。

ハ 正味実現可能価額とは、資産を通常の営業過程において販売する場合の即時換金額であり、売価（販売見込額）からアフター・コストを控除した価額をいう。

ニ 正味売却価額とは、資産又は資産グループの売却価額から処分費用見込額を控除した価額をいう。

ホ 一般債権とは、経営状態に重大な問題が生じていない債務者に対する債権をいう。

ヘ 貸倒懸念債権とは、経営破綻の状態には至っていないが、債務の弁済に重大な問題が生じているか又は生じる可能性の高い債務者に対する債権をいう。

ト 破産更生債権等とは、経営破綻又は実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権をいう。

四 売上債権については、原則として、各債権金額から貸倒見積額を控除した価額により評定する。貸倒見積額の算定は次のとおりとする。

イ 一般債権については、原則として過去の貸倒実績率等の合理的な基準により貸倒見積額を算定する。ただし、評定基準日以降の回収実績による算定も可能とする。

ロ 貸倒懸念債権については、当該債権額から担保処分見込額及び保証による回収見込額を控除し、残額について債務者の財政状態及び経営成績を考慮して貸倒見積額を算定する。

ハ 破産更生債権等については、当該債権額から担保処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額を貸倒見積額とする。また、清算配当等により回収が可能と認められる額は、担保処分見込額及び保証による回収見込額と同様に取り扱う。

ニ 子会社等の関係会社に対する売上債権に係る貸倒見積額については、親会社等として他の債権者と異なる取扱いを受ける可能性がある場合には、これによる影響額を合理的に見

積もるものとする。

五 棚卸資産

イ 商品・製品については、正味実現可能価額から販売努力に対する合理的見積利益を控除した価額により評定する。

ロ 半製品・仕掛品については、製品販売価額から完成までに要する費用、販売費用及び完成販売努力に対する合理的見積利益を控除した価額により評定する。

ハ 販売目的の財貨又は用役を生産するために短期間に消費されるべき原材料については、再調達原価により評定する。

ニ 品質低下、陳腐化等により収益性の低下している棚卸資産については、正味売却価額、処分価額又は一定の回転期間を超える場合には規則的に帳簿価額を切り下げする方法による価額により評定する。

六 販売用不動産等

イ 開発を行わない不動産又は開発が完了した不動産は、正味実現可能価額から販売努力に対する合理的見積利益を控除した価額により評定する。

ロ 開発後販売する不動産は、開発後の正味実現可能価額から造成・開発原価等、今後完成までに要する見込額と販売努力に対する合理的見積利益を控除した価額により評定する。

ハ なお、合理的見積利益を見積もることが困難な場合には、合理的見積利益を控除しないことができる。

ニ 売価は、販売公表価格又は販売予定価格とするが、当該価格での販売見込みが乏しい場合は、観察可能な市場価格がある場合には当該市場価格とし、観察可能な市場価格がない場合には、不動産鑑定士の不動産鑑定評価額等、一般に公表されている地価若しくは取引事例価格又は収益還元価額等の合理的に算定された価額とする。

七 前払費用

イ 期間対応等により今後継続する事業の費用削減に資することが明らかである場合には、役務等の未提供部分に相当する支出額により評定する。

ロ 今後継続する事業の費用削減に貢献するとは見込まれない場合には、契約解除により現金回収が見込まれる回収見込額により評定する。

八 貸付金

イ 原則として、各債権金額から貸倒見積額を控除した価額により評定する。

ロ 貸倒見積額は、貸付先の決算書等により財務内容を把握し、貸付先の経営状況及び担

保・保証等を考慮した回収可能性に応じて算定する。ただし、決算書等の入手が困難な場合には、「四 売上債権」に準じて評定することができる。

ハ 子会社等の関係会社に対する貸付金に係る貸倒見積額については、親会社等として他の

債権者と異なる取扱いを受ける可能性がある場合には、これによる影響額を合理的に見積もるものとする。

ニ 役員等への貸付金に係る貸倒見積額は、当該役員等の資産や収入の状況、保証債務の状況等を勘案し算定する。この場合、保証債務又は経営責任により役員等に経済的負担がある場合等には、保証による回収見込額等と重複しないように留意する。

ホ 従業員に対する住宅取得資金等の貸付金に係る貸倒見積額は、当該従業員の資産の状況、退職金支払予定額等を勘案して算定する。

九 未収入金等

イ 金銭債権としての性質を有するものは、原則として「四 売上債権」に準じて評定する。

ロ 仮払金のうち、本来費用処理されるべき額については評定額は零とする。役員等に対す

る仮払金は役員等に対する貸付金に準じて評定する。

十 事業用不動産

イ 原則として、不動産鑑定士による不動産鑑定評価額及びこれに準ずる評価額（以下「不動産鑑定評価額等」という）により評定する。この場合、不動産鑑定評価等における前提条件、評価方法及び評価額が、本基準の評定方法に照らして適合していることを確認する。

ロ 重要性が乏しい等により、不動産鑑定評価額等を取得する必要がないと判断される場合には、不動産鑑定評価基準（国土交通事務次官通知）における評価手法を適用して評定した額、土地について地価公示等の土地の公的評価額に基づいて適正に評価した額、償却資産について適正に算定した未償却残高等を合理的に算定した評価額として評定することができる。

ハ なお、事業内容等に照らして評定単位について特に留意するものとする。

十一 投資不動産

イ 原則として不動産鑑定評価額等により評定する。

ロ 重要性が乏しい等により、不動産鑑定評価額等を取得する必要がないと判断される場合には、不動産鑑定評価基準における評価手法を適用して評定した額、土地について地価公示等の土地の公的評価額に基づいて適正に評価した額又は償却資産について適正に算定した未償却残高等を合理的に算定された評価額として評定することができる。

十二 その他償却資産

イ 観察可能な市場価格がある場合には、当該市場価格により評定する。

ロ 観察可能な市場価格がない場合には、原価法による価格（再調達原価を求めた上で当該資産の取得時から評定時点までの物理的、機能的、経済的減価を適切に修正した評価額をい

う)、収益還元法による価格又は適正に算定された未償却残高を合理的に算定された価額として評定する。

十三 リース資産については、ファイナンスリース取引に該当する場合で、賃貸借取引に準じた処理が行われている場合に、リース債権を担保債権として取り扱う場合には、リース資産については、未払リース料相当額は負債として計上し、見合としてのリース資産を、その他償却資産に準じて評定する。

十四 無形固定資産

イ 観察可能な市場価格がある場合には、当該市場価格により評定する。

ロ 観察可能な市場価格がない場合には、専門家による鑑定評価額や取引事例に基づき適正に評価した価格を合理的に算定された価額として評定する。

ハ 類似した資産がなく合理的な評定額を見積もることができない場合には評定額は零とす

る。

ニ 本評定前に確認事業者が有償で取得したのれんは無形固定資産として評定するが、この場合、評定基準日において個別に明確に算定することができものに限ることに特に留意する。

十五 有価証券（投資有価証券含む）

イ 観察可能な市場価格がある場合には、当該市場価格により評定する。

ロ 観察可能な市場価格がない場合には、合理的に算定された価額により評定する。この場合、株式については日本公認会計士協会が策定した企業価値評価ガイドラインの評価方法等を参考とする。

ハ 観察可能な市場価格及び合理的に算定された価額が存在しない社債及びその他の債券については、当該債券について償却原価法を適用した価額から貸倒見積額を控除した価額に

より評定する。

十六 関係会社株式

イ 観察可能な市場価格がある場合には、当該市場価格により評定する。

ロ 観察可能な市場価格がない場合には、合理的に算定された価額により評定する。この場合、日本公認会計士協会が策定した企業価値評価ガイドラインの評価方法等を参考とする。

十七 その他の投資

イ 長期前払費用については、「七 前払費用」に準じて評定する。

ロ 敷金については、預託金額から契約により返還時に控除される額、原状回復費用見積額及び賃貸人の支払能力による回収不能額を控除した価額で評定する。

ハ 建設協力金については、「八 貸付金」に準じて評定する。なお、無利息等一般の貸付

金と条件が異なる場合には、建設協力金に関する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して評定することができる。

ニ 差入保証金については、「八 貸付金」に準じて評定する。

ホ ゴルフ会員権等については、会員権相場のあるゴルフ会員権等は、相場による価額により評定する。会員権相場のないゴルフ会員権等は、入会金等に相当する部分は評定額は零とし、預託保証金に相当する部分は額面金額から貸倒見積額を控除した額により評定する。

ヘ 貸倒見積額は預託先の信用状況、経営状況等を考慮して見積もる。

ト 保険積立金については、評定時点において解約したと想定した場合の解約返戻金相当額により評定する。

十八 繰延資産については、原則として評定額は零とする。

十九 繰延税金資産及び繰延税金負債については、原則として、繰延税金資産及び負債に関する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して評定する。この場合、事業再生計画の内容等に基づき回収可能性について特に慎重に判断する。なお、一時差異等の認識に当たっては、本基準による資産及び負債の評定額と課税所得計算上の資産及び負債の金額の差額を一時差異とみなすものとする。

二十 裏書譲渡手形及び割引手形については、割引手形買戻債務等を認識して負債計上し、見返勘定として回収見込額を手形遡及権として資産に計上する。又は、割引手形買戻債務等から回収見込額を控除した額を債務保証損失引当金として負債に計上する。

二十一 貸倒引当金

イ 個別引当の設定対象となった債権について、本基準に基づき別途評定が行われているときは、当該債権についての貸倒引当額を取り崩す。

ロ 一般引当の設定対象となった債権について、本基準に基づき別途評定が行われているときは、当該債権についての貸倒引当相当額を取り崩す。

二十二 退職給付引当金

イ 退職給付に関する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して設定するが、未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異については評定時に認識して計上又は取り崩す。

ロ 退職が見込まれる従業員がある場合には支給予定額を計上する。

ハ 中小企業等で合理的に数理計算上の見積りを行うことが困難である場合には、退職給付に関する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して簡便な方法を用いることができる。

二十三 その他の引当金

イ 引当金の設定対象となる資産及び負債について本基準に基づき評定が行われているときは、関連する引当金の額の見直しを行う。

ロ 関係会社の整理又は余剰人員の整理等事業再構築等に要する費用の見積額で、他の資産等の評定額に反映されていない額は事業再生計画に基づき「関係会社支援損失引当金」「事業再構築引当金」等の名称により引当金を計上する。

二十四 保証債務等

イ 保証債務については、保証債務の総額を負債として計上し、同額の求償権を資産に計上し貸倒見積額を控除する。貸倒見積額は主債務者の返済可能額及び担保により保全される額等の求償権の回収見積額を控除した額とする。又は、保証債務の総額から求償権の回収見積額を控除した額を債務保証損失引当金として負債に計上する。

ロ 評定基準日後に保証を履行し、又は保証履行を請求されている保証債務が存在する場合

にも、イと同様に評定する。

ハ 他の債務者の債務の担保として提供している資産がある場合等で、当該資産について担保権が実行される可能性が高い場合についても、保証債務に準じて評定する。

二十五 デリバティブ取引

イ 市場価格又はこれに準じて合理的に算定された価額により評定する。

ロ ヘッジ取引については、ヘッジ対象資産及び負債について本基準に基づき評定した場合には、ヘッジ手段であるデリバティブ取引についても本基準に基づき評定する。

ハ 複合金融商品を構成する個々の金融資産又は金融負債を一体として評定単位とすることが適当な場合には一体のものとして評定する。

二十六 法人格の継続を前提とした自らの事業に関するのれんについては、「十四 無形固定資産」ののれんに準じて、評定基準日において個別に明確に算定することができらるものに

限って評定することができ、それ以外の評定額は零とする。

二十七 その他

イ 本基準に定めのない資産及び負債項目については、「二 評定の原則」に従って合理的な評定方法を採用するものとする。

ロ 本基準に定めのないその他の合理的な評定方法がある場合には、その他の合理的な評定方法を用いることができるものとする。その場合には、その他の合理的な評定方法の内容及び採用した理由を明記するものとする。

ハ 「一 目的」に照らして、重要性に乏しいと判断した資産及び負債については、本基準と異なる簡便的な評定方法を用いることができるものとする。簡便的な評定方法を用いた場合には、重要性の基準値及び簡便的な評定方法の内容を明記するものとする。

附 則

この告示は、円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手續等に関する法律の施行の日（令和八年十二月十一日）から施行する。